

▼ 感染症発生動向調査 週間コメント

[《疾病別 推移グラフ》](#)

E 18949

第27週 (H28.7.4～H28.7.10)

## ■今週のトピックス

今週(2016年第27週:7/4-7/10)は夏に多いヘルパンギーナが減少、手足口病は横ばい、無菌性髄膜炎が増加しました。感染性胃腸炎ではカンピロバクターが多く、その他の複数の食中毒菌の報告があります。ノロウイルスも報告がありますがロタウイルスは少ない。流行性耳下腺炎は多発が続きますが増減を繰り返しています。マイコプラズマ肺炎が多く、その他の疾患ではヒトメタニユーモウイルス感染症の報告が多い。

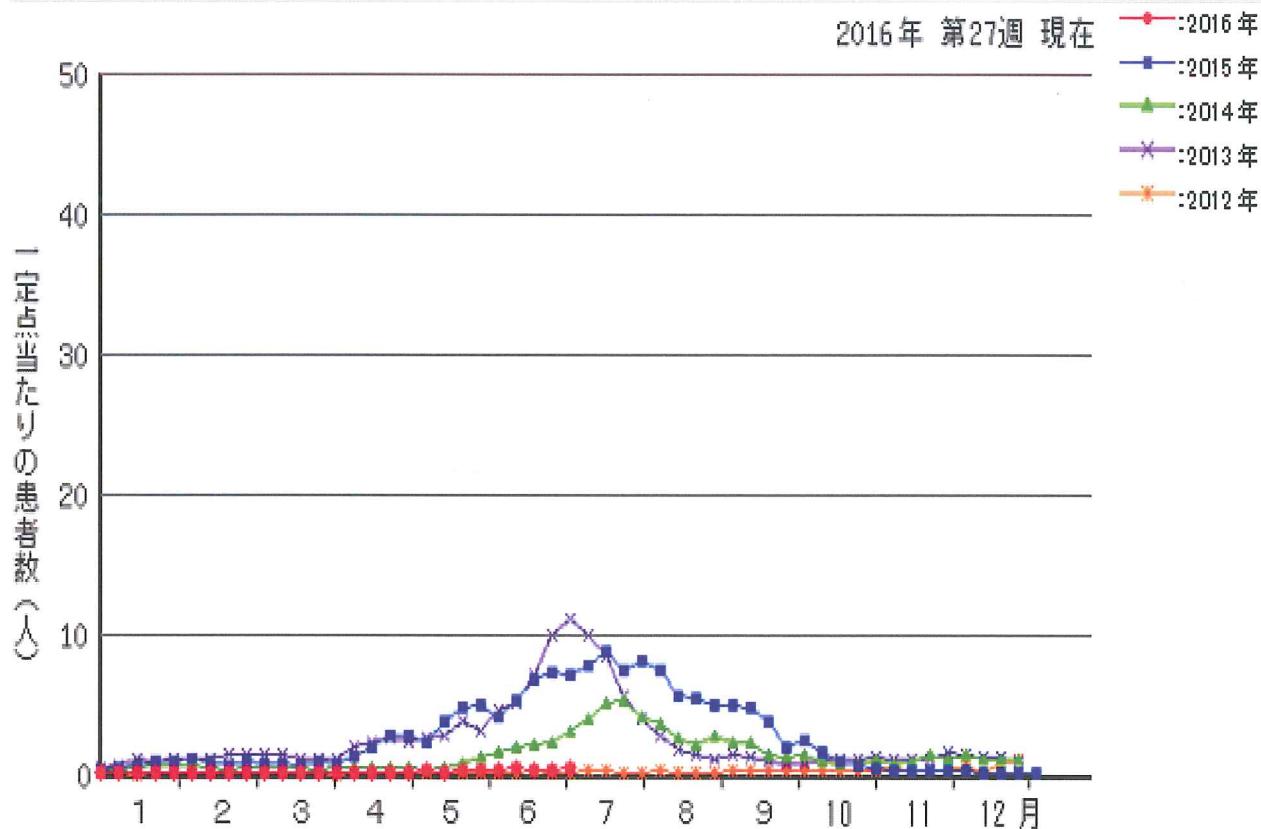
病名	報告数	前週比	主な増加地区等	1点定当たりの患者数	
				福岡県	全国
インフルエンザ	3	-4	筑後1、北九州1	0.02	0.03
RSウイルス感染症	44	102%	福岡35、北九州6	0.37	0.12
咽頭結膜熱	89	90%	筑後38、福岡32	0.74	0.69
A群溶連菌咽頭炎	369	102%	福岡274、北九州52	3.08	2.68
感染性胃腸炎	752	87%	福岡323、北九州300	6.27	4.98
水痘	54	120%	福岡33、北九州9	0.45	0.45
手足口病	47	121%	福岡25、筑後12	0.39	0.48
伝染性紅斑	57	104%	北九州33、筑後11	0.48	0.41
突発性発しん	87	107%	福岡47、筑後22	0.73	0.60
百日咳	4	+1	福岡3、北九州1	0.03	0.02
風しん	0	-1		0.00	
ヘルパンギーナ	294	85%	福岡144、北九州87	2.45	2.26
麻しん	0	±0		0.00	
流行性耳下腺炎	226	117%	福岡127、北九州51	1.88	1.06
川崎病(MCLS)	4	-4	福岡4	0.03	
マイコプラズマ肺炎	114	123%	北九州65、福岡31	0.95	0.64
クラミジア肺炎	0	±0		0.00	0.01
細菌性髄膜炎	0	±0		0.00	0.02
無菌性髄膜炎	10	+6	北九州7、筑後2	0.08	0.06
急性脳炎	0	±0		0.00	
急性出血性結膜炎	0	±0		0.00	0.02
流行性角結膜炎	30	143%	福岡18、北九州8	1.15	0.75
性器クラミジア感染症	24	±0	福岡14、北九州7	0.65	
性器ヘルペス	6	-1	筑後3、福岡2	0.16	
尖圭コンジローマ	2	+1	北九州1、福岡1	0.05	
淋菌感染症	17	+7	福岡13、北九州3	0.46	
梅毒	1	-1	福岡1	0.03	

全国情報は平成28年26週分です。全国情報ではマイコプラズマ肺炎301、クラミジア肺炎7例。

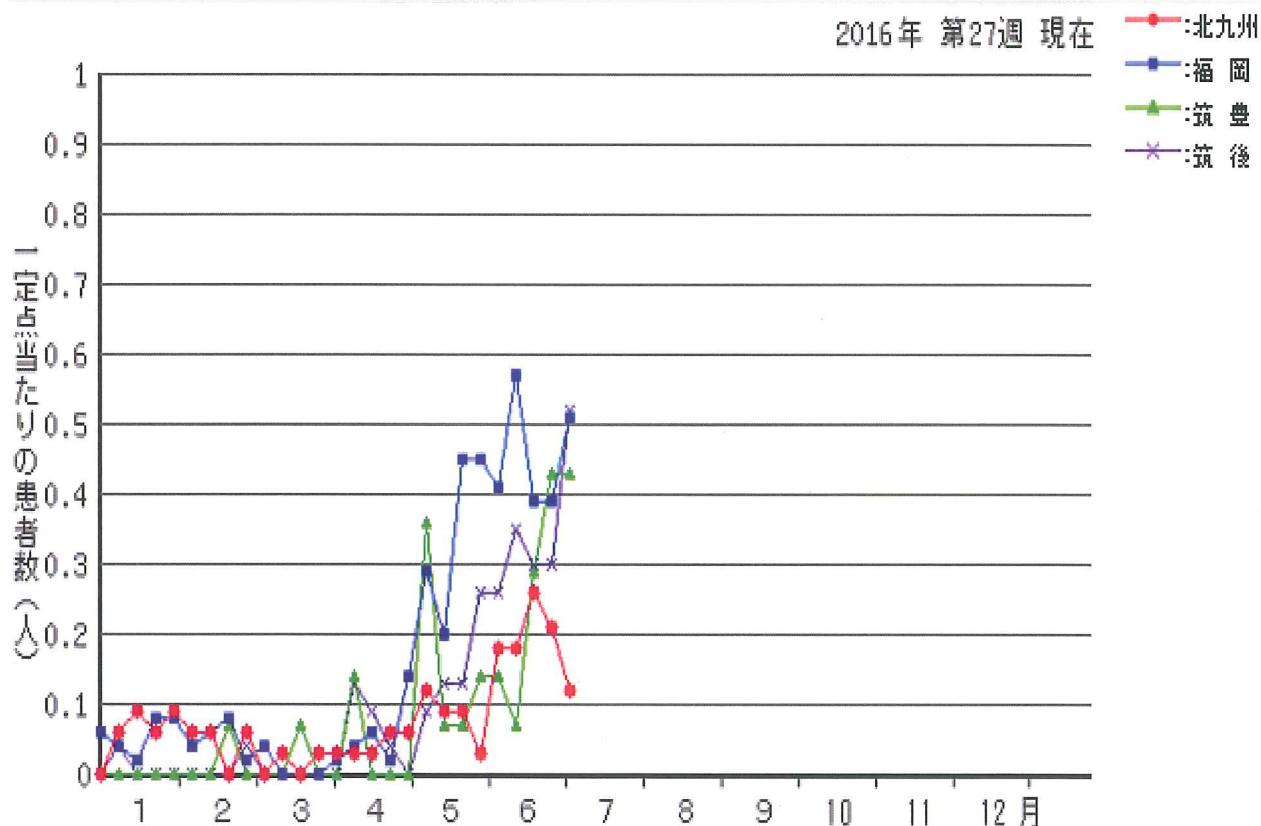
平成28年第26週までの累計は、急性灰白髄炎0、結核11679(県内484)、コレラ3、細菌性赤痢65(県内3)、腸管出血性大腸菌感染症797(今週118、県内今週2、計38)、腸チフス27(県内0)、パラチフス9、E型肝炎215、A型肝炎176(今週5、県内4)、オウム病2、ジカウイルス感染症7、SFTS29(県内0)、チクングニア熱3、つつが虫病80、デング熱161(県内1)、日本紅斑熱73、日本脳炎0(県内0)、マラリア24(県内1)、レジオネラ症606、アメーバ赤痢588、ウイルス性肝炎125(県内10)、急性脳炎460(県内22)、クロイツフェルト・ヤコブ病87、劇症型溶レン菌感染症262(県内17)、後天性免疫不全症候群695(県内40)、侵襲性インフルエンザ菌感染症173(県内6)、侵襲性髄膜炎菌感染症25、侵襲性肺炎球菌感染症1579(県内75)、水痘(入院)159(県内9)、先天性風しん症候群0、梅毒2019(県内40)、風しん80(今週3、県内3)、麻しん10(今週0、県内0)例。1類感染症の報告はない。

## 福岡県内の発生状況(速報値) (第27週 H28.7.4～H28.7.10現在)

### ■手足口病（福岡県全域）

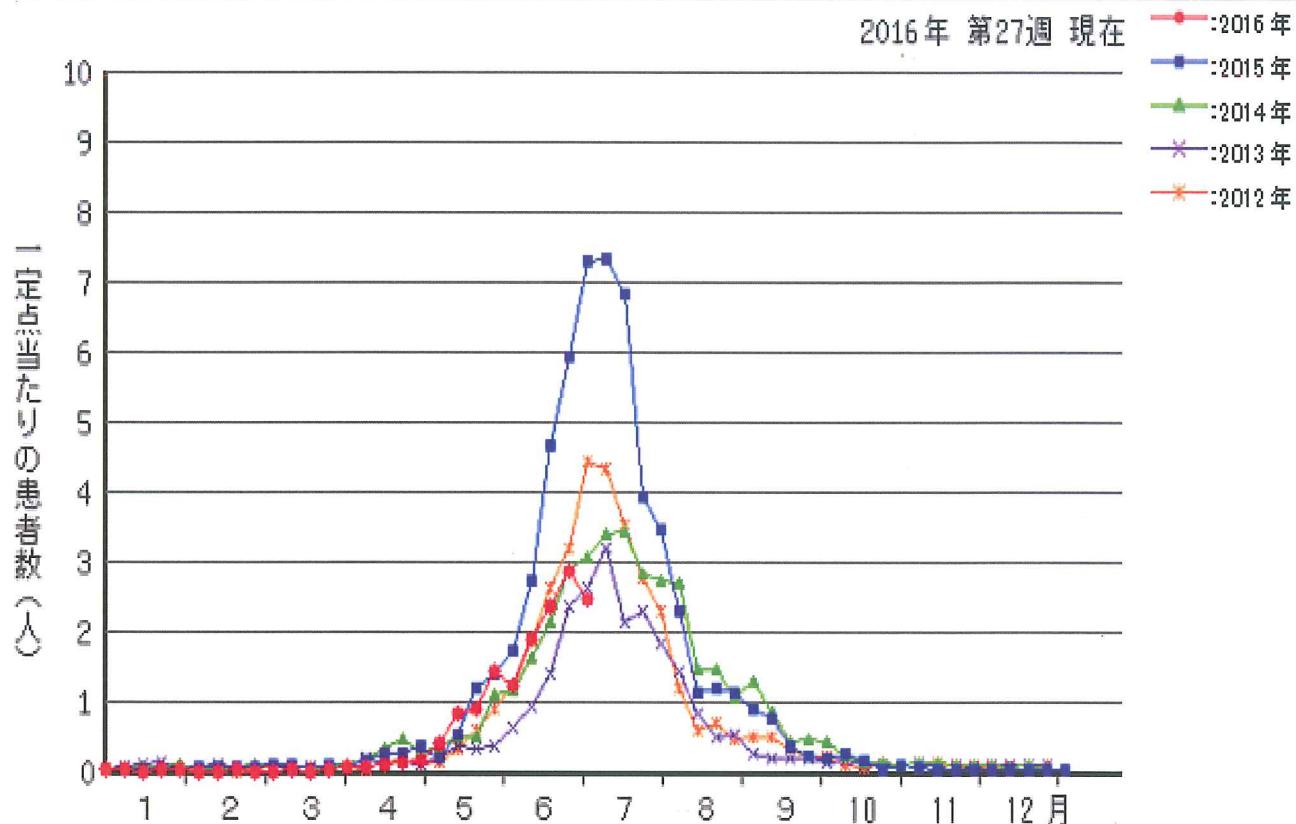


### ■手足口病（地域ブロック別）

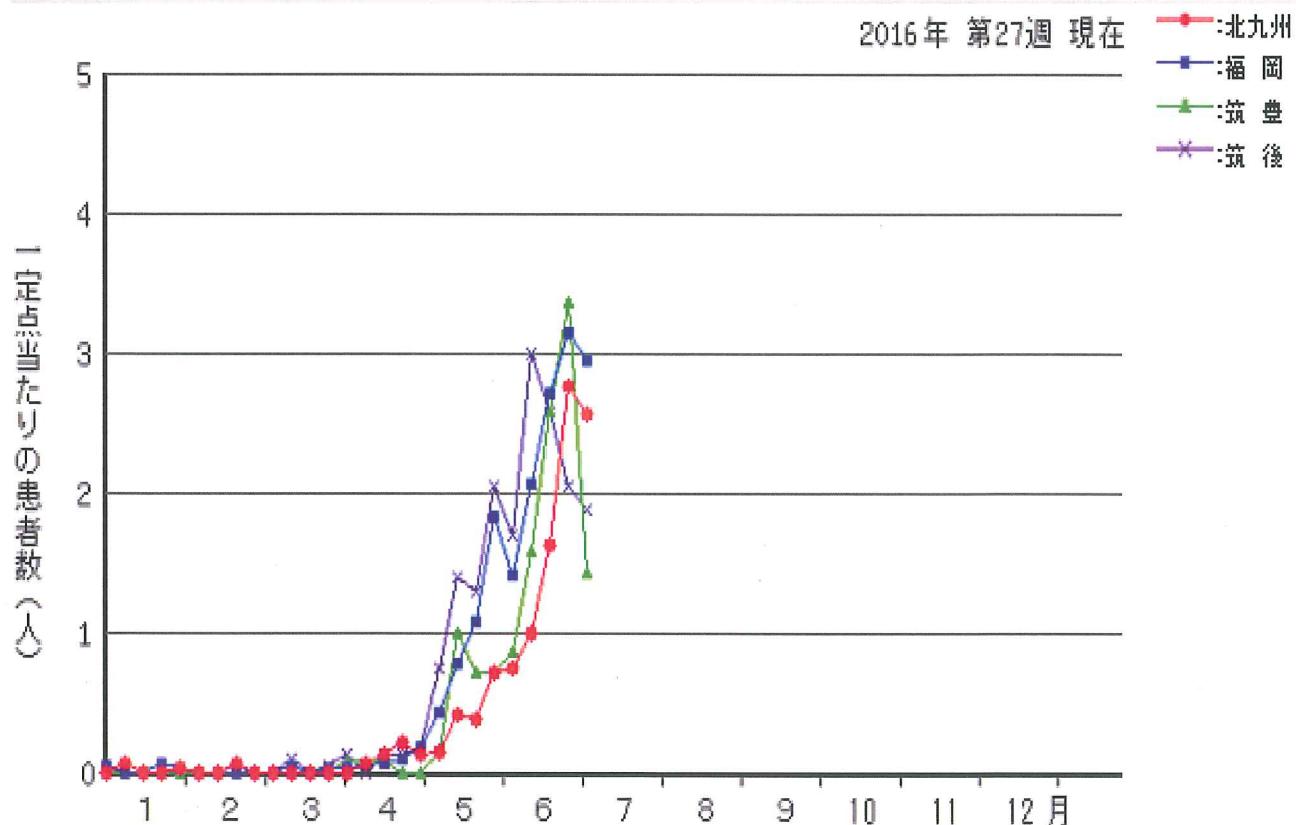


## 福岡県内の発生状況(速報値) (第27週 H28.7.4～H28.7.10現在)

■ヘルパンギーナ (福岡県全域)



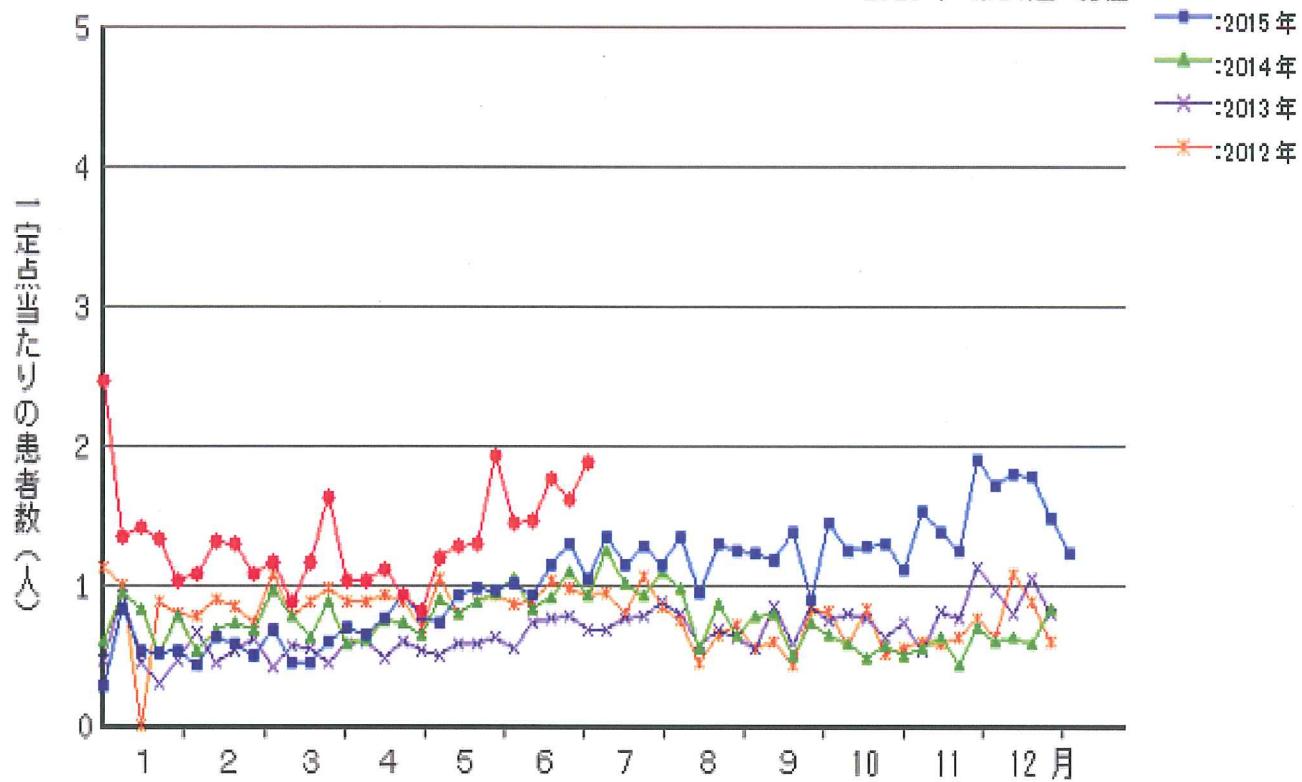
■ヘルパンギーナ (地域ブロック別)



## 福岡県内の発生状況(速報値) (第27週 H28.7.4～H28.7.10現在)

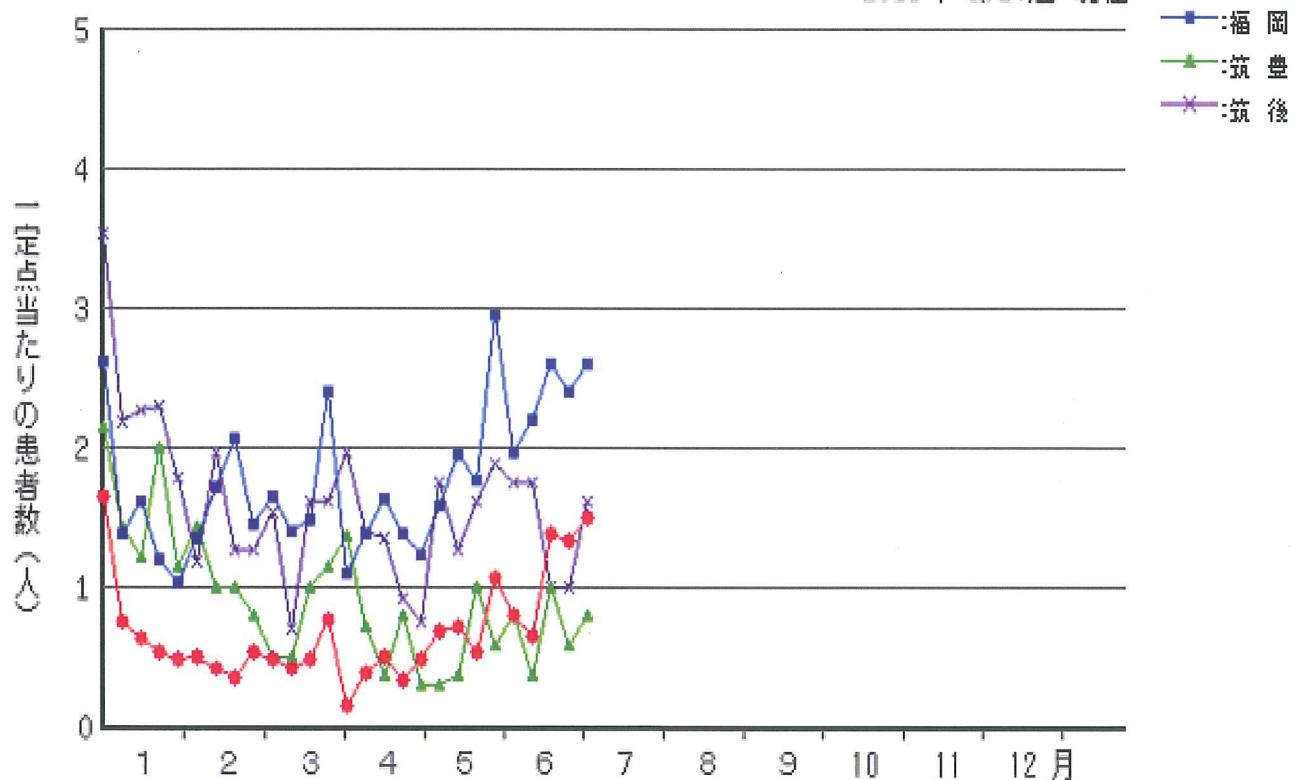
### ■流行性耳下腺炎（福岡県全域）

2016年 第27週 現在



### ■流行性耳下腺炎（地域ブロック別）

2016年 第27週 現在



## 中南米地域、

タイ、フィリピン、ベトナムなどで

# 「ジカウイルス感染症」

**が流行しています！**



**妊娠および妊娠の可能性のある方へ**



- ・妊娠中にジカウイルスに感染すると、胎児に小頭症などの先天性障害をもたらす可能性があることから、妊婦および妊娠の可能性のある方は流行地域への渡航を控えたほうが良いとされています。やむを得ず渡航をする場合は、特に蚊に刺されないように注意してください。

#### 流行地域に渡航される方へ（渡航中の注意事項）



- ・流行地域では、長袖、長ズボンの着用や、定期的に蚊の忌避剤（虫除けスプレー等）を使用するなどして、蚊に刺されないように注意してください。
  - ・性行為感染等のリスクを考慮し、流行地域に滞在中は、症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えてください。

帰国時の注意事項など詳しくは→

検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.qo.jp>

FORTH ジカ



## ジカウイルス感染症

### 【症状】

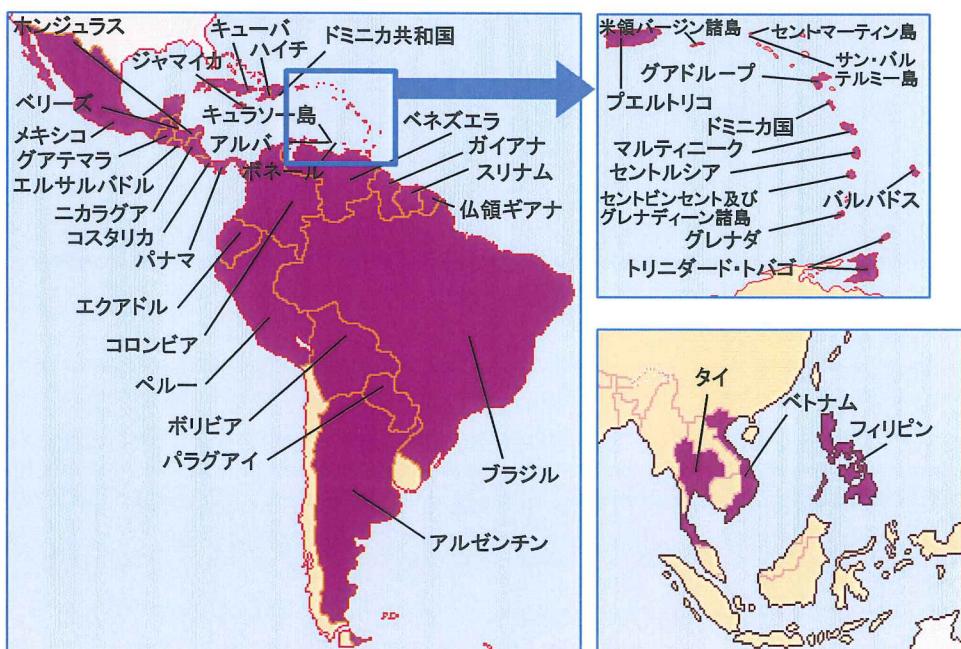
主として軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、倦怠感、頭痛など

### 【感染経路】

**ジカウイルス**を持った蚊がヒトを吸血することで感染します。輸血や性行為によって感染する場合もあります。感染しても全員が発症するわけではなく、症状がないか、症状が軽いため気付かないこともあります。

#### 【流行地域】

アフリカ、中南米、アジア太平洋地域で発生がありますが、近年は中南米で流行が拡大しています。また、中南米以外（米領サモア、フィジー、ミクロネシア連邦コスラエ州、マーシャル諸島、ニューカレドニア、パプアニューギニア、サモア、トンガ、カーボベルデ、タイ、フィリピン及びベトナム）でも発生しています。



※平成28年5月27日現在 中南米及びアジアにおける流行地域

# 厚生労働省 検疫所

「蚊の用心 しているあなたも 日本代表」 夏の蚊対策広報強化月間 標語 優秀作品（大分県 大海 寛輝さん(37歳)）

中南米地域、

タイ、フィリピン、ベトナムなどで

# 「ジカウイルス感染症」

が流行しています！



流行地域からの帰国者で心配な方は、検疫官に申し出てください

## 流行地域に渡航された方へ（帰国後の注意事項）



- 蚊に刺されたというだけで過度に心配する必要はありませんが、心配なことや発熱等の症状のある方は、検疫所にご相談ください。
- 国内でのウイルス拡散防止のため、帰国後少なくとも2週間程度は、忌避剤（虫除けスプレー等）を使用するなどして蚊に刺されないようにしてください。
- 流行地域から帰国した男女は、性行為感染等のリスクを考慮し、症状の有無にかかわらず、最低8週間（パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中）性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えてください。
- 心配なことや発熱等の症状が出た方は、最寄りの保健所等にご相談ください。

帰国時の注意事項など詳しくは→

検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.go.jp>

FORTH ジカ



## ジカウイルス感染症

### 【症状】

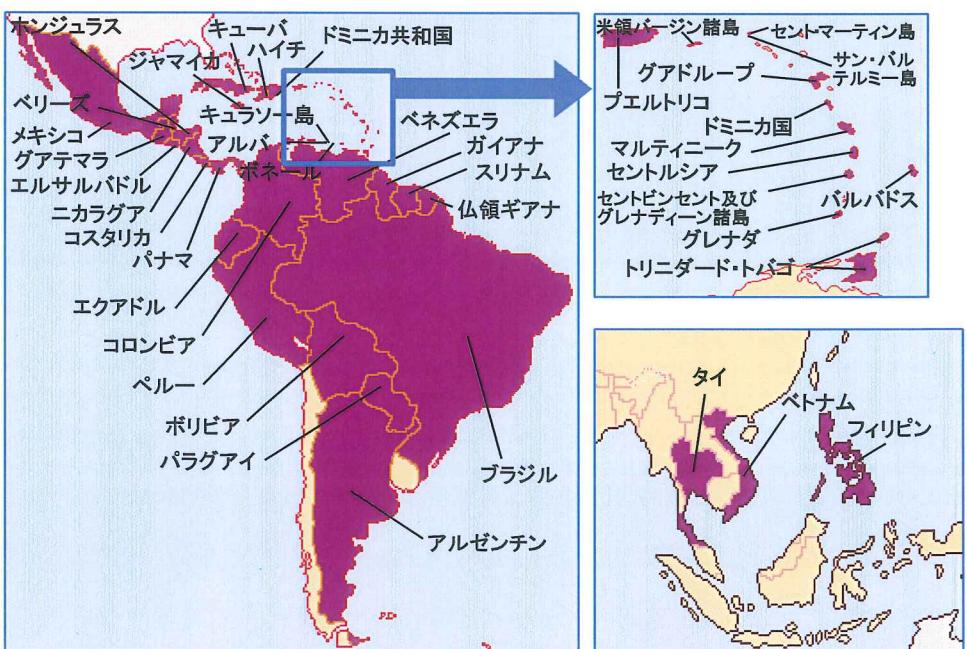
主として軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、倦怠感、頭痛など

### 【感染経路】

ジカウイルスを持った蚊がヒトを吸血することで感染します。輸血や性行為によって感染する場合もあります。感染しても全員が発症するわけではなく、症状がないか、症状が軽いため気付かないこともあります。

### 【流行地域】

アフリカ、中南米、アジア太平洋地域で発生がありますが、近年は中南米で流行が拡大しています。また、中南米以外（米領サモア、フィジー、ミクロネシア連邦コスマラエ州、マーシャル諸島、ニューカレドニア、パプアニューギニア、サモア、トンガ、カーボベルデ、タイ、フィリピン及びベトナム）でも発生しています。



※平成28年5月27日現在 中南米及びアジアにおける流行地域

厚生労働省 検疫所

「蚊の用心 しているあなたも 日本代表」 夏の蚊対策広報強化月間 標語 優秀作品（大分県 大海 寛輝さん(37歳)）

# ジカウイルス感染症ってどんな病気？

ジカウイルス感染症は  
主にジカウイルスを持っている蚊に  
刺されることによって感染する病気です。



感染しても約8割の人は症状が出ません。

2割の人は蚊に刺されてから  
2~7日後くらいに発症します。



妊婦さんが感染すると  
お腹の中の赤ちゃんが小頭症に  
なることがあると言われています。



ジカウイルス感染症の症状  
発疹、発熱（微熱）、結膜充血  
関節痛、頭痛など

## ジカウイルス感染症Q&A

Q. ジカウイルス感染症はどこで流行しているの？

A. ブラジルなどの中南米で多く報告されていますが、  
東南アジアでも感染者が出ています。



Q. ジカウイルス感染症は性行為で感染するの？

A. 性行為で感染したと考えられる事例が報告されています。  
妊娠中は性行為を控えるか必ずコンドームを使用しましょう。



Q. ジカウイルス感染症の治療や予防は？

A. ジカウイルス感染症の治療薬やワクチンはまだありません。  
予防は蚊に刺されないことが重要です。



ジカウイルス感染症に関する相談は最寄りの保健所へ  
ジカウイルス感染症の流行地域から帰国後に  
発熱などの症状がある方は病院を受診しましょう



## B型肝炎ワクチンの定期接種化について

### これまでの経緯

- 1986年1月：B型肝炎母子感染防止事業において、乳児に対する感染防止事業を開始。
- 1992年3月：WHOがB型肝炎ワクチンのユニバーサル化を推奨
- 2012年5月：厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における予防接種制度の見直しについて（第二次提言）において、広く接種を促進すべきワクチンとして指定
- 2013年3月：予防接種法改正案に対する衆・参厚労委での附帯決議で定期接種化の結論を得ることが求められた
- 2015年1月：広く接種を促進するための技術的検討結果が予防接種分科会で取りまとめられた（別添参考）

### 今回の審議事項

#### 1. B型肝炎ワクチンの定期接種化の可否について

これまでの技術的検討等を踏まえて、予防接種部会の第二次提言において、「広く接種することが望ましい」とされてきたB型肝炎ワクチンについて、平成28年10月に定期の予防接種に導入してよいか。

#### 2. B型肝炎ワクチンの定期接種化に伴い検討すべき事項

- (1) 分類の規定について ······ 資料1-2
- (2) 定期接種化開始時における対象者について ··· 資料1-3
- (3) 定期接種化開始時における母子感染予防の対象者の取扱いについて  
··· 資料1-4
- (4) 長期療養特例について ······ 資料1-5
- (5) 定期接種化開始時における既接種者の取扱いについて  
··· 資料1-6

### 参考

定期接種化する場合には、法令等において、以下の内容を規定

- ・ 対象年齢 生後1歳に至るまでの間にある者（施行令）
- ・ 接種方法 組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回、更に、初回接種から140日以上を経過した後に1回を皮下に注射するものとする。接種量は0.25ミリリットル。（実施規則）
- ・ 標準的な接種期間 生後2月に達した時から生後8月に達するまでの期間。（実施要領（健康局長通知））

## B型肝炎ワクチンの定期接種開始時における対象者について

### 1. これまでのB型肝炎ワクチンの対象者に関する検討

平成27年1月15日に開催された、第6回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、技術的な検討結果として、仮に国民に対して広く接種機会を提供する場合、予防接種対象年齢は生後1歳までとすること、標準的には、生後2ヶ月からのB型肝炎ワクチン接種を実施する（生後2ヶ月、3ヶ月、7-8ヶ月での接種を想定）ことが了承された。

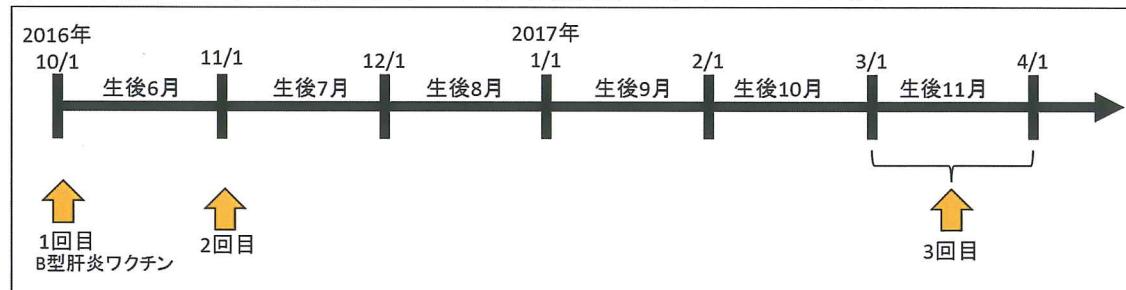
### 2. B型肝炎ワクチンの定期接種開始時における対象者について

B型肝炎ワクチンの定期の予防接種においては、必要となる回数（3回）の接種を、適切な接種時期（生後1歳にいたるまで）に完了することが求められる。平成28年10月に定期接種を開始する場合、同年4月以降に出生する者であれば、適切な接種期間にそれを実施することが可能である。

以上のことから、B型肝炎ワクチンの定期接種開始時における対象者を下記のとおりとしてはどうか。

### 平成28年4月以降に出生した者

#### ※ 平成28年4月生まれの者の接種スケジュール例



## B型肝炎の定期接種化に伴う 母子感染予防の対象者の取扱いについて

- ・ 母子感染予防の目的は、母子感染によりキャリア化することを予防することであり、将来的な感染を予防する通常の予防接種の目的とは異なる。
- ・ 定期の予防接種の対象者については、標準的には生後 2 ヶ月から B型肝炎ワクチン接種（第 1 回目）を実施することとしているが、母子感染予防のためには、その対象者に対し、生後 12 時間以内を目安として B型肝炎ワクチンを接種開始し、生後 5 日以内（生後 12 時間以内が望ましい）に抗 HBs 人免疫グロブリンを投与する等の必要がある。

以上のことから、B型肝炎の定期接種においては、母子感染予防の対象者の取扱いを下記のとおりとしてはどうか。

HBs 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付により B型肝炎ワクチンの投与（抗 HBs 人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については、定期の予防接種の対象者から除くこととする。

## B型肝炎ワクチンの定期接種開始時における既接種者の取扱いについて

### 1. これまでの新規ワクチンの定期接種開始時における既接種者の取扱い

平成25年度以降に定期の予防接種に導入された全てのA類疾病の対象ワクチン（Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘）については、定期の予防接種導入前に行われた接種であっても、同様の接種に相当するものについては、定期の予防接種を受けたものとみなしてきた。

### 2. B型肝炎ワクチンの既接種者への対応

B型肝炎ワクチンについては、

- ・ 必要な接種回数である3回の接種を受けていない場合においては、残りの回数（1回既接種であれば2回、2回既接種であれば1回）の接種を受ける必要がある。
- ・ 一方で、B型肝炎ワクチンについても、その他のワクチンと同様に、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避的に発生するという特殊性に鑑み、必要回数以上の接種は避けることが望ましい。

ことから、B型肝炎ワクチンの定期接種においては、導入に伴う既接種者の取扱いを下記のとおりとしてはどうか。

定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種の規定に相当する方法でB型肝炎ワクチンの接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなすこととする。